

第 3 回

熊本県議会

厚生常任委員会会議記録

平成22年 6 月16日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第3回 熊本県議会厚生常任委員会会議記録

平成22年6月16日（水曜日）

午前10時1分開議

午後0時30分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成22年度熊本県一般会計補正予算（第3号）

議案第4号 専決処分の報告及び承認についてのうち

議案第12号 熊本県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第24号 専決処分の報告及び承認について

議案第25号 専決処分の報告及び承認について

報告第1号 平成21年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてのうち

報告第9号 専決処分の報告について

請第39号 認可外保育所に通う子どもたちのための助成金に関する請願

請第40号 熊本県における「受動喫煙防止対策」の現実的な対応を求める請願

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について

報告事項

①新たな高齢者医療制度の検討状況について

②第三次環境基本指針・第四次環境基本計画の策定について

③ダイオキシン類対策特別措置法に基づく調査測定等（平成21年度）の結果について

④「水俣湾環境対策基本方針」に基づく水俣湾の環境調査及び水俣湾埋立地の

点検・調査結果（平成21年度）について

⑤熊本県生物多様性保全戦略（仮称）の策定について

⑥公共関与による管理型最終処分場の整備について

⑦第3期熊本県廃棄物処理計画の策定について

⑧水俣病対策の状況等について

出席委員（8人）

委員長 溝口 幸治

副委員長 内野 幸喜

委員 鬼海 洋一

委員 岩中 伸司

委員 堤 泰宏

委員 藤川 隆夫

委員 松田 三郎

委員 山口 ゆたか

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

健康福祉部

部長 森枝 敏郎

医監 東 明正

次長 本田 恵則

次長 松葉 成正

次長 古森 誠也

健康福祉政策課長 吉田 勝也

社会福祉課長 中園 三千代

少子化対策課長 福島 誠治

障害者支援総室長 東 泰治

障害者支援総室副総室長 西岡 由典

医療政策総室長 倉永 保男

福祉総合相談所次長兼

医療政策総室副総室長 佐藤 克之
 医療政策総室副総室長 藤 中高子
 医療政策総室副総室長 松 永 寿
 健康づくり推進課長 岩 谷 典 学
 健康危機管理課長 末 廣 正 男
 薬務衛生課長 内 田 英 男
 ねんりんピック推進室長 小 原 雅 晶
 長寿社会局長 江 口 満
 高齢者支援課長 永 井 正 幸
 認知症対策・
 地域ケア推進課長 古 谷 秀 晴
 環境生活部
 部 長 駒 崎 照 雄
 次 長 谷 崎 淳 一
 次 長 内 田 安 弘
 次 長 山 本 理
 首席環境生活審議員兼
 環境政策課長 野 田 正 広
 環境政策監兼
 環境立県推進室長 家 入 淳
 環境保全課長 松 島 章
 水環境課長 田 代 裕 信
 自然保護課長 岡 部 清 志
 廃棄物対策課長 加 久 伸 治
 廃棄物公共関与政策監兼
 公共関与推進室長 中 島 克 彦
 水俣病保健課長 田 中 義 人
 水俣病審査課長 寺 島 俊 夫
 首席環境生活審議員兼
 食の安全・消費生活課長 小 原 忠 隆
 交通・くらし安全課長 松 山 昌 紹
 人権同和政策課長 吉 田 國 靖
 病院局
 病院事業管理者 横 田 堅
 総務経営課長 大 谷 祐 次

事務局職員出席者
 議事課課長補佐 鹿 田 俊 夫

政務調査課課長補佐 森 田 学

午前10時1分開議

○溝口幸治委員長 それでは、ただいまから第3回厚生常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に1名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。

次に、今回付託された請第39号及び請第40号について、提出者から趣旨説明の申し出がっておりますので、これを許可したいと思います。

まず、請第39号についての説明者を入室させていただきます。

（請第39号の説明者入室）

○溝口幸治委員長 説明者の方に申し上げます。

各委員には、請願書の写しを配付しておりますので、簡潔に説明をお願いいたします。

（請第39号の説明者趣旨説明）

○溝口幸治委員長 きょうは、わざわざありがとうございました。後ほどよく審査をいたしますので、本日はこれでお引き取りください。ありがとうございました。

（請第39号の説明者退室）

○溝口幸治委員長 続いて、請第40号についての説明者を入室させていただきます。

（請第40号の説明者入室）

○溝口幸治委員長 それでは、説明者の方に申し上げます。

各委員には、請願書の写しを配付しておりますので、簡潔に御説明をお願いいたします。

（請第40号の説明者趣旨説明）

○溝口幸治委員長 ありがとうございました。後ほどよく審査をいたしますので、本日はこれでお引き取りください。ありがとうございました。

（請第40号の説明者退室）

○溝口幸治委員長 次に、本委員会に付託さ

れた議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について、執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

また、本日の説明等を行われる際、執行部の皆様は着席のままで行ってください。

それでは、森枝健康福祉部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いいたします。

○森枝健康福祉部長 おはようございます。それでは、座らせて説明させていただきます。

本議会に提案しております健康福祉部関係の議案の概要につきまして説明申し上げます。

今回提案しておりますのは、予算関係2議案、条例関係等3議案、報告2議案の合計7議案でございます。

まず、第1号議案の平成22年度熊本県一般会計補正予算でございますが、今回お願いしております健康福祉部の補正予算の総額は20億6,000万円余の増額であります。

その主な内容についてでございますが、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金、介護基盤緊急整備等臨時特例基金及び地域活性化・公共投資臨時基金を活用して、社会福祉施設や災害拠点病院等の医療施設の耐震化、介護基盤の整備を推進する予算を計上しております。

このうち、医療施設の耐震化につきましては、平成23年度から平成25年度分の整備に関し、債務負担行為の限度額を増額して設定することをお願いしております。

また、介護基盤の整備においては、グループホームや特別養護老人ホーム等の整備へ助成する予算とともに、介護職員処遇改善等臨時特例基金を活用して、施設開設を円滑に進めるための開設準備経費へ助成する予算につ

いても計上いたしております。

次に、児童扶養手当法の改正に伴い、新たに児童扶養手当を父子家庭に支給するための予算や、安心こども基金を活用した児童福祉施設に入所する父母のいない児童等に対する子ども手当相当額の支援に要する予算を計上しております。

さらに、障害者や高齢者への福祉サービスの充実と雇用確保のために、緊急雇用創出基金を活用した人材育成等の予算を計上しております。

このほか、経済連携協定(EPA)に基づき入国する外国人看護師候補者の円滑かつ適正な受け入れを支援する予算についても計上しております。

これらによりまして、特別会計を含めた健康福祉部の平成22年度の予算総額は1,284億4,000万円余となります。

次に、第4号議案の専決処分の報告及び承認についてでございますが、2月補正予算成立後に生じた社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金事業等6事業に関しまして、地方自治法第179条第1項の規定により、基金への積み増し、補助金の増額及び財源更正することについて、専決処分した事件を御報告し、御承認を求めるものでございます。

これらによりまして、特別会計を含めた健康福祉部の平成21年度の予算総額は1,540億7,000万円余となります。

次に、第12号議案の熊本県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、関係規定の整備を行うものです。

次に、第24号議案の専決処分の報告及び承認についてでございますが、清水が丘学園敷地内の樹木が隣接家屋の屋根の一部を損傷させたことに関し、地方自治法第179条第1項の規定により、家屋所有者と県との間で和解することについて、専決処分した事件を御報

告し、御承認を求めるものでございます。

次に、第25号議案の専決処分の報告及び承認についてでございますが、本年4月から身体障害者手帳の対象に肝臓機能障害が追加されたことに伴い、県施設の使用料等の減免に関し、地方自治法第179条第1項の規定により、障害者の社会的活動への参加の促進のための関係条例の整備に関する条例を制定することについて、専決処分した事件を御報告し、御承認を求めます。

次に、報告第1号の平成21年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございますが、保育所等緊急整備事業費等6事業について、総額19億3,400万円余を繰越明許費として、平成21年度から平成22年度へ繰り越すことを御報告するものです。

次に、報告第9号の専決処分の報告についてでございますが、職員の公用車による公務出張中の交通事故に関し、地方自治法第180条第1項の規定により、車両所有者と県との間で和解することについて、専決処分した事件を御報告するものでございます。

このほか、新たな高齢者医療制度の検討状況について御報告させていただくこととしております。

以上が今回提案しております議案等の概要でございます。詳細につきましては、関係各総室長及び課長から説明させますので、よろしく御願い申し上げます。

○吉田健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

お手元の委員会説明資料の2ページをお願いいたします。

まず、平成22年度6月補正予算について御説明申し上げます。

社会福祉施設等耐震化等特別対策事業について、9,474万8,000円の増額補正をお願いしております。

この事業は、平成21年度から23年度まで、

県内の社会福祉施設等、これは、保護施設、障害関係の施設、児童関係施設の3つになりますが、その耐震化とスプリンクラーの整備を促進するものでございます。

21年12月に基金を造成し、整備を進めているものでございまして、負担割合は、国2分の1、県または熊本市4分の1、事業者4分の1となっております。

当該事業に係る地方負担分のうち9割につきましては、国の交付金を充当することが可能となっております。今回計上しておりますものは、熊本市が所管する施設整備に係る熊本市の負担分になります。

なお、この予算に係るものとして、障害関係の4つの施設の整備が予定されております。

次に、3月専決につきまして御説明いたします。

資料の10ページをお願いいたします。

上段になりますが、ただいま御説明いたしました社会福祉施設等の耐震化事業に係るものでございまして、右の説明欄に記載のとおり、2億81万2,000円となっております。

これにつきましては、21年度2月補正予算で県の所管に係ります施設分の交付金を計上してはりましたが、2月補正予算編成後に、県と熊本市のそれぞれに交付される予定であった交付金が、県に一括して交付されることになったため、3月専決によりまして、基金への積み増しを行ったものでございます。

記載の金額は、先ほどの補正予算の分、平成22年度分と23年度分の熊本市への交付分になっております。

健康福祉政策課は以上です。御審議のほどよろしく御願いいたします。

○中園社会福祉課長 社会福祉課でございます。

資料は、10ページでございます。

下の段ですけれども、生活保護総務費で

す。地域活性化経済危機対策臨時交付金の活用によりまして、昨年の6月補正で生活保護法に基づきます施設のスプリンクラー整備を行いましたけれども、執行残の44万3,000円につきまして財源更正を行ったものでございます。

御承認のほどよろしくお願いいたします。

○福島少子化対策課長 少子化対策課でございます。

3ページをお願いいたします。

補正予算についてですが、上段の児童福祉総務費は、施設入所児童等への特別支援事業として、厚生労働省からの通知に基づきまして、子ども手当の支給対象となっていない児童福祉施設に入所している父母のいない児童等に対しまして、安心こども基金を活用して、子ども手当相当額の支援を施設等を通じ実施するものでございます。

次に、下段の母子福祉費の(1)児童扶養手当支給事業費(扶助費)は、今般、児童扶養手当法が改正され、これまでは母子家庭だけが支給対象となっております児童扶養手当を父子家庭に対しましても本年8月分から支給するものでございます。また、(2)は、それに伴う電算システムの改修経費でございます。

続きまして、11ページをお願いします。

補正予算の専決ですが、母子福祉費のひとり親家庭支援事業につきまして、国庫補助金の内示額の変更等に伴い、財源更正を行ったものでございます。

続きまして、15ページをお願いします。

5月11日に専決処分いたしました和解及び損害賠償額の決定でございます。詳しくは、16ページで御説明させていただきます。5の事故の状況に記載のとおり、県立清水が丘学園敷地内の樹木が茂りまして、横に伸びた枝が隣接する民家に接触し、屋根の一部を損傷していることを昨年11月28日に確認いたしま

した。その後、相手方との示談交渉の結果、県の管理瑕疵が認められますことから、3及び4に記載のとおり、県が損害額の全額23万5,200円を負担することで和解したものでございます。

続きまして、22ページをお願いします。

繰り越し関係でございます。

保育所等緊急整備事業費として、平成21年度に、13の保育所の整備に対し、安心こども基金を活用して補助しておりましたが、このうち、2つの保育所におきまして、大雨災害により建設予定地の造成工事がおくれるなどの不測の事態により工期が伸びたため、9,900万円余の工事費を今年度に繰り越したものでございます。なお、2保育所とも7月末に完成する予定でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○東障害者支援総室長 障害者支援総室でございます。

説明資料の4ページをお願いいたします。

障害者福祉費について、5,430万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。これについては、国から、緊急経済対策として重点分野雇用創造事業の実施のために、平成21年度末に追加交付されたことに伴い、補正計上するものでございます。重点分野として、介護雇用プログラム分として5億4,000万円余が追加交付されておりますが、この中の5,430万円余を障害福祉事業所での実施分として計上するものでございます。事業内容ですが、説明欄に記載しておりますけれども、離職失業者等が障害者施設で働きながらホームヘルパー2級の資格を取るための支援に要する経費で、緊急雇用創出基金を活用した事業でございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。

予算に係る専決処分の報告及び承認につい

てでございます。

下段になりますが、障害者福祉費及び児童福祉施設費について財源更正を行うものでございます。

上段の障害者福祉費は、障害福祉サービス事業者等運営安定化事業において市町村返納金が生じたことに伴います財源更正で、下段の児童福祉施設費は、こども安心・安全確保事業に地域活性化・公共投資臨時交付金を充当したことによる財源更正でございます。予算額に変更はございません。

続きまして、17ページから21ページにかけてごらん願います。

条例に係る専決処分の報告及び承認でございますが、説明は21ページの条例の概要で行わせていただきたいと思います。

21ページをお開き願います。

条例改正の趣旨は、平成22年4月1日から身体障害者手帳対象に肝臓機能障害が追加されたことに伴い、熊本武道館ほか13施設における使用料等の減免対象者に肝臓機能障害関係を追加するため、関係条例の改正を行ったものでございます。

改正内容は、2に記載の9本の関係条例の規定中、障害者の介護者への施設使用料等を減免対象とする障害に肝臓機能障害を追加するものでございます。

なお、手帳所持者本人は、改正の要なく減免対象となることとなっております。

専決といたしましたのは、これまで関係規定は国の改正に沿って整備してきており、改正内容が法改正に準じて肝臓機能障害を追加するものであること、国改正通知が3月31日付で行われ、4月1日から適用されたことに伴い、他県においても多くの県で4月1日から適用されていることなどから、できるだけ早期に改正を行う必要があるとして条例改正を行ったものでございます。

続きまして、23ページをお願いいたします。

繰越明許費に係る繰越計算書の報告でございます。

事業名欄の障がい者福祉施設整備事業費でございますが、玉名市内での生活支援センター整備について5,681万円余の繰り越しが確定しましたものでございます。繰り越し理由は、農地転用手続に時間を要したため、この事業につきましては、5月に竣工をいたしております。

下段の障がい者福祉施設耐震化等特別対策事業費につきましては、合志市にあります身体障害者授産施設において、耐震化のため、老朽改築を行うもので、2億6,732万円余の繰り越しが確定いたしております。繰り越し理由は、実施計画の変更に時間を要したため、竣工は、23年2月を予定しております。

以上、よろしく御審議願います。

○倉永医療政策総室長 医療政策総室でございます。

説明資料の5ページをお願いいたします。

まず、公衆衛生総務費の医療施設耐震化整備事業でございます。この事業は、昨年9月に設置をしました熊本県医療施設耐震化臨時特例基金に基づきまして、対象医療機関として指定をしました災害拠点病院等の耐震化整備に対する補助でございます。平成22年度の当初予算では、特例基金の方から22年度に執行予定の補助額を計上しまして、あわせて、平成23年度から25年度までの債務負担行為の設定をしたところでございます。今回、当初予算に計上しておりました補助額8億2,400万円余に平成22年2月に国の方から追加交付されました地域活性化・公共投資臨時基金を活用しまして、2億8,500万円余の追加補助を行うものでございます。今年度の予算は、補正後で11億1,000万円余になります。さらに、年度ごとの整備状況等につきましては、後ほど債務負担行為の変更のところで御説明をさせていただきたいと思います。

それから次に、下段の分ですけれども、保健師等指導管理費の新規事業ですが、外国人看護師候補者就労研修支援対策事業でございます。この事業は、外国人看護師候補者が日本で就労する上で必要な日本語能力の習得や就労研修の実施に要する経費を、外国人看護師候補者受け入れ施設、県内に2病院が受け入れをしておりますが、その病院に対して補助をするものでございます。

8ページをお願いいたします。

医療施設耐震化整備事業につきましては、先ほど補正で説明いたしましたけれども、それに関連しまして、債務負担行為の変更の分でございます。当初予算では33億3,600万円余の債務負担行為を設定しておりましたけれども、今回の補正で追加補助を行うことになりまして、平成23年度から25年度までの債務負担行為額が9億8,100万円余の増額となりますので、増額の変更を行うものでございます。

それから、13ページをお願いいたします。

第12号議案熊本県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。下の方に提案理由ということで挙げておりますけれども、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴いまして、この基金の事業として、県では、当分の間、後期高齢者医療広域連合に対しまして、保険料率の増加の抑制を図るために必要な費用に基金を充てることのできるというふうになりましたので、関係規定を整備するために条例の一部を改正するものでございます。

14ページをごらんいただきたいと思います。こちらの内容のところちょっと触れておりますけれども、この基金につきましては、2つの事業の分に一応限定がされておまして、1つは、保険料の未納に対してその不足額の2分の1を交付するというケースと、それから医療の給付の見込み以上の増加と保険料の未納による財源の不足分に対して

無利子で貸し付けをするというふうに事業が限定されておりましたけれども、今回は、この分に加えまして、事業として、先ほど説明いたしました内容の分で、保険料率の増加の抑制を図るために交付金を交付するというところで改正がなされておりますので、その分の規定を附則の方に加えるということで提案をさせていただきます。

医療政策総室は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○内田薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。

説明資料の25ページをお願いいたします。

報告第9号専決処分の報告についてでございますが、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した事件について御報告いたします。

なお、詳細は、資料26ページの事故の概要で御説明申し上げます。

本事件は、平成21年11月25日、熊本市内で発生いたしました原動機付自転車と県の公用車による交通事故に関し、損害賠償額を4万4,826円と決定し、和解することとしたものでございます。なお、この事故では、双方にけがはなく、物損事故でございましたが、今後、交通事故の再発防止に向けまして、職員の研修などを徹底してまいりたいと考えております。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○永井高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

お手元の説明資料の6ページをお願いいたします。

老人福祉費1の高齢者福祉対策費の(1)施設開設準備経費助成特別対策事業でございますが、介護施設の開設当初から安定した質の高いサービスを提供できるよう、国の経済危

機対策による交付金を活用して助成を行うものでございます。施設の開設前から職員を早目に雇用して、十分な研修を行うことなどに活用することができます。後ほど御説明いたします介護基盤緊急整備等事業におきまして、平成23年度整備予定である施設の前倒し整備等に伴い、9,600万円余の増額補正を行うものでございます。

次に、(2)「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム事業でございますが、求人ニーズの高い介護分野において人材の育成・確保につなげるため、離職者・未就職者等が介護施設で働きながら介護資格を取得することにより、正規雇用の推進を図るものでございます。国の平成21年度第2次補正予算で重点分野雇用創造事業が創設されたことに伴いまして、6月補正におきまして、新たに訪問介護員2級の資格取得に対して360人分の雇用創出を見込み、4億8,600万円余の増額補正を行うものでございます。財源は、緊急雇用創出基金からの繰入金でございます。

続きまして、新規事業である(3)「介護の日」啓発活動事業でございますが、毎年11月11日は「介護の日」と定められております。この日を中心として、介護についての理解と認識を深め、介護従事者、介護サービス利用者及び介護を行っている家族等を支援することなどを目的として、介護に関し広く啓発活動を行うために要する経費140万円余でございます。平成22年度の事業実施の方向性等に関する関係団体との協議が21年度末となったことから、今回6月補正で計上させていただくものでございます。財源は、(2)と同じく緊急雇用創出基金からの繰入金でございます。

次に、老人福祉施設費でございます。

1の老人福祉施設整備費の介護基盤緊急整備等事業でございますが、小規模の介護施設や地域介護拠点を整備する市町村、あるいはスプリンクラーを設置する有料老人ホーム等

に対し、国の経済危機対策による交付金を活用して助成を行うものでございます。平成21年度整備分のうち、市町村において事業採択が困難となったもので、本年度当初予算に盛り込めなかった施設の整備、それから市町村からの要望により平成23年度に整備予定の施設を22年度に前倒して整備を行うため、9億5,600万円余の増額補正を行うものでございます。

続きまして、12ページをお願いいたします。

専決処分の詳細について御説明をいたします。

老人福祉施設費でございますが、本年2月、国におきまして、介護基盤緊急整備等事業により整備する際の補助単価に対しまして、市町村が独自に上乘せして整備補助する場合や直接市町村が執行に当たって補助単価以上の経費を要した場合、設定されました補助単価の2分の1の額の9割を上限に、地域活性化・公共投資臨時交付金が充当できるととされました。このため、各市町村へ照会を行いましたところ、熊本市から、小規模特別養護老人ホーム1カ所、認知症高齢者グループホーム2カ所、計3カ所の平成21年度整備分につきまして当該交付金の活用の申し出がございました。この交付金につきましては、2月議会終了後に県へ一括して交付されましたため、知事専決処分により、熊本市分3,150万円の増額を行ったものでございます。

続きまして、24ページをお願いいたします。

繰越明許費に伴います繰越計算書について御報告をいたします。

まず、施設開設準備経費助成特別対策事業でございますが、宇城市と多良木町の広域型特別養護老人ホーム各1カ所及び多良木町の小規模多機能型居宅介護事業所、これは通いを中心に訪問や泊まりのサービスを提供する

事業所でございますが、この1カ所に対しま
す施設開設準備経費につきまして、3,540万
円の繰り越しが確定をいたしました。

続きまして、老人福祉施設整備事業費で
ございます。広域型特別養護老人ホームにつ
きまして、宇城市、荒尾市、山鹿市及び多良木
町所在の各1カ所と天草市所在の2カ所を合
わせ、計6カ所、それから、養護老人ホーム
につきまして、熊本市(旧植木町)と水俣市所
在の計2カ所、合計で8カ所につきまして、
7億6,500万円の繰り越しが確定をいたしま
した。

最後に、介護基盤緊急整備等事業でござ
いますが、これにつきましては、熊本市の小規
模特別養護老人ホームを初めとして6カ所、
また、スプリンクラー整備につきまして39カ
所、全体で45カ所の整備について7億1,040
万7,000円の繰り越しが確定をいたしまし
た。これら3つの事業につきましては、早い
ところで4月に竣工済み、遅くとも10月末ま
でに全施設が竣工予定となっております。

高齢者支援課は以上でございます。御審議
をよろしくお願いいたします。

○古谷認知症対策・地域ケア推進課長 認知
症対策・地域ケア推進課でございます。

説明資料の7ページをお願いいたします。

老人福祉費でございます。右側の説明欄
で、1の高齢者福祉対策費の(1)介護予防リ
ーダー能力向上等事業でございますけれど
も、昨年11月に実施されました行政刷新会議
の事業仕分けにおきまして地方移管とされま
して、ことし3月の厚生労働省が主催する説
明会で、国庫補助については廃止するとの説
明がございました。この事業では、2つの事
業を実施することとしておりまして、それぞ
れ2分の1の国庫補助が予定されておりました
けれども、国庫補助の廃止を受けまして、
中央にありますように、国庫補助及び一般財
源の一部、計181万2,000円を減額いたしまし

て、構成する一つの事業である地域包括支援
センター職員研修を廃止し、残る介護予防マ
ネジメント従事者研修については、市町村が
地域包括支援センター業務を指定居宅介護支
援事業所へ委託する際に、県が実施するこの
研修の受講を条件としておりますので、県単
独事業として継続して実施するものでござ
います。

次に、下の(2)認知症疾患医療センター機
能強化事業、それから、その下の第5期介護
保険事業計画策定市町村支援事業につきま
しては、いずれも緊急雇用創出基金活用事業か
らの繰入金によって執行する新規事業でござ
います。

まず、(2)の認知症疾患医療センター機能
強化事業でございますけれども、県下全域の
地域医療体制の構築を行うために、昨年7月
より実施をいたしております、いわゆるくま
もとモデルの基幹型認知症疾患医療センター
におきまして、県下7つの地域にございます
地域拠点型認知症疾患医療センター等とのさ
らなる連携機能強化、あるいは身体合併症等
の緊急時の対応強化などを図るための連携推
進員の配置等に要する経費でございます。

次に、2の介護保険対策費の第5期介護保
険事業計画策定市町村支援事業でございます
けれども、市町村に策定が義務づけられてお
ります介護保険事業計画について、平成24年
度からの第5期介護保険事業計画の策定に当
たりましては、住民のニーズ把握のための手
法について、国が新たに日常生活圏域ニーズ
把握調査手法というものを取り入れることと
いたしております、この秋にも示されると
いうことになっておりますので、市町村に対
してその手法について周知を図るとともに、
あわせて、計画の基本的な作成方法、ある
いは先進的な計画策定事例の紹介など、研修会
開催などに要する経費でございます。

認知症対策・地域ケア推進課は以上でござ
います。よろしく御審議のほどお願いいたし

ます。

○溝口幸治委員長 次に、駒崎環境生活部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いいたします。

○駒崎環境生活部長 それでは、続きまして、環境生活部関係の議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回提出しております議案は、予算関係等2議案でございます。

第1号議案の平成22年度熊本県一般会計補正予算でございますが、総額1,500万円余の増額補正をお願いいたしております。

その内容は、県内のシカの生息状況等を把握するために、経済対策関連事業として、緊急雇用創出基金を活用したシカ生息状況調査事業でございます。

これによりまして、環境生活部の補正後の予算総額は、一般会計と特別会計を合わせまして254億2,900万円余となります。

次に、報告第1号の平成21年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございますが、くまもとソーラー普及拡大事業等3事業につきまして、平成21年度から22年度への繰越額が確定したものでございます。

このほか、第3次環境基本指針・第4次環境基本計画の策定についてなど、7件について御報告させていただくこととしております。

最後に、水俣病対策につきまして、最近の状況を御報告申し上げます。

水俣病被害者の救済につきましては、先月から和解による救済と特措法による救済の手続をスタートさせることができました。

相談や申請受け付け、診断、判定等といった一連の手続について、関係機関の御理解と御協力を得て、体制が整ってまいりましたので、今後、円滑な実施に努めますとともに、

救済制度の周知についてもさらに徹底を図ってまいります。

県としましては、和解による救済、特措法による救済の両方において、救済されるべき方々が可能な限り救済されるよう、最大限の努力をしております。

今後も県議会の変わらぬ御支援をよろしくお願い申し上げます。

以上が今回提出しております議案等の概要でございますが、詳細につきましては、関係課長が御説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○野田環境政策課長 委員会資料の29ページをお願いいたします。

繰越計算書の御報告でございます。

まず、上段のくまもとソーラー普及拡大事業費でございます。個人用住宅太陽光発電システムの設置に関する補助金でございます。21年度早々、3,611件で、5億3,800万円余を補助しておりまして、そのうち、40件、560万円余を繰り越したところでございます。

続きまして、下段の市町村地球温暖化対策推進事業費でございます。これは、市町村が実施します省エネ改修、あるいは太陽光発電設置などに対する補助でございます。8市町村に助成をいたしまして、うち、4市町村、7,000万円余を繰り越したものでございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○松島環境保全課長 環境保全課でございます。

説明資料の30ページをお願いいたします。

昨年11月議会で増額補正をお願いし、あわせて、繰越明許費を御承認いただきました大気汚染の測定機器更新に伴います繰越計算書の報告でございます。本事業は、大気汚染防止法に基づき、大気汚染の常時監視を行う測

定機器の老朽化に伴いまして、機器の更新を行ったものでございまして、1,142万4,000円の繰り越しが確定いたしましたので、報告いたします。県下10カ所の常時監視局におきまして、光化学オキシダントや窒素酸化物等の測定機器10台を更新いたしました。設置は終わっておりまして、6月中には検査の予定でございまして、

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○岡部自然保護課長 自然保護課でございます。

説明資料の28ページをお願いいたします。

鳥獣保護費関係で、シカ生息状況調査事業として、補正1,500万円余をお願いしております。これは、先ほど部長説明でもありましたが、緊急雇用創出基金事業を活用し、本県に生息しておりますニホンジカの頭数把握、また、シカの保護管理計画の進捗状況確認などのために、里山地域での調査地点をふやしまして、森林地域とあわせて調査を実施するものです。鳥獣保護費は、本事業と当初予算を合わせまして1億740万円余となるものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○溝口幸治委員長 以上で執行部の説明が終了いたしましたので、議案等について質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○松田三郎委員 資料5ページ、医療政策総室にお尋ねします。簡単でよいでございます。

冒頭の部長の御説明の中にありましたEPA協定に基づいてということですが、たしかフィリピンとか、ほかにも何カ国か結んでいるかもしれませんが、この分野で。この2病院、新規ですね。新規でこの補正で上が

ってきたということは、多分、この協定を早く結んでいただけれども、熊本県内の病院で受け入れが最近だったということかなと思います。この2病院がどこなのか。プラス、どこの国から何人ぐらいなのか、この研修等です。わかれれば教えていただきたい。

○倉永医療政策総室長 まず、この分で全国的に平成20年度からこの受け入れが始まってまして、全国では、インドネシアの方が277人、それとフィリピンからの人たちが88人で、全国では365人の受け入れが行われております。これは平成20年度と平成21年度の2年間で受け入れという形になっています。

内容からしますと、一応3年間の在留期間中に看護師国家試験を受験して合格を目指すというふうな形になっていまして、九州では、16施設で31人の受け入れがなされています。熊本の場合ですが、熊本の場合には2つの病院で、いずれもインドネシア人の方を受け入れておりまして、合わせまして6人受け入れをしております。

○松田三郎委員 大きな病院、どこがやるのね。

○倉永医療政策総室長 20年度に西日本病院が2人受け入れをされまして、それから21年度に西日本病院がさらに2人、済生会熊本病院が2人ということで、合わせて6名の受け入れが今行われております。

○松田三郎委員 特別どうこうというのはないですけども、以前、テレビ等で、この3年間で日本語も——もちろん母国にいらっしゃるときにある程度勉強なさった方もいらっしゃるかもしれませんが、日本に来て3年間で、日本語を勉強しながら試験勉強もせにやいかぬ、試験に合格せにやいかぬということ非常に条件も厳しいんじゃないかなという

ような報道も見ましたので、今後ふえるのかどうかはわかりませんが。

以上で結構です。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○山口ゆたか委員 3ページをお願いします。

児童健全育成費の中の施設入所児童等への特別支援事業ということで、報道等ではさまざまお聞きもしておりますが、入所して父母のいない児童等に対する子ども手当相当額の支援と。ちょっと参考程度でも構いませんけれども、児童福祉施設において子ども手当相当額を受け取られて、どのような形で使われるのか、そういうことがちょっとわかっておれば、教えていただければと思っております。

○福島少子化対策課長 今回のこの事業につきましては、施設を通じて支給するということとなりますが、対象経費というのが要綱に定められておまして、対象児童に係る物品等の購入に係る経費、そのほか、対象児童の趣味・会食・旅行等の活動に要する経費でございます。

金銭給付は除くということになっておりますので、図書券とか商品券とか、こういったものも該当しないというようなことが示されております。

今後につきましては、これは通常の補助金と同じような形態になりますので、施設の方から申請が上がってきまして、最終的にはどういう使い方をしたというのをきちっと報告していただきまして、使わなければ当然返してもらおうというような形になります。

○山口ゆたか委員 父母の明確でない児童だったらそういう使い方をするんだろうなと思えますけれども、児童福祉施設には、父母の

方が明確である方には父母の方に行くんだということになってきますけれども、その施設の中で、そういった旅行とかいろんなプログラムが考えられる児童と考えられない児童という差異がちょっとできるんじゃないかなと思って、そのあたりをちょっと危惧するところなんですけれども、そのあたりを含めて施設ではどういう運用をされようとしているのか、ちょっとお聞きできればと思います。

○福島少子化対策課長 具体的にどういう使い方をされるかとかいうのはまだちょっと。済みません、これからでございます。

○山口ゆたか委員 情報収集していただければ助かります。

もう1点お聞きしていいですか。

7ページなんですけれども、介護予防リーダーの能力向上等事業ということで、国の補助金が廃止にされたということでございますけれども、かなり、地域に帰ってみますと、介護予防についてどういう事業をやっているんだということが——地域の中でも一生懸命取り組んでおられる方がたくさんいらっしゃって、まさにこういった予防事業というのは大事なんじゃないかという認識を持っておりまして、今後この予防事業というのがどのように進んでいくのか、ちょっと危惧しておられたので、地域の方がですね。実際予算も減らされとると、社協の方の予算も減らされたという話もちょっと聞きましたもんですから、介護予防という考え方が今後どのように進んでいくのか、わかればちょっと教えていただければと思います。

○古谷認知症対策・地域ケア推進課長 認知症対策・地域ケア推進課でございます。

介護予防につきましては、現在介護予防の推進重点対策事業ということで取り組んでおりまして、例えば、県下15の地域に地域リハ

ビリテーション広域支援センター、そういったものを指定しまして、市町村の介護予防への取り組みを支援するとか、そういった取り組みを現在行っておるところでございます。

今後も具体的に、地域支援事業を市町村が積極的に活用して介護予防事業が行われるように支援をしていきたいというふうに思っております。

○山口ゆたか委員 地域に戻りますと、例えば、私たちの地域で「あっぷあっぷさろん」という形で、高齢者の方にストレッチを通して、健康を保っていただくという活動をしておられまして、これがなかなか好評でありまして——しかしながら、全体の費用も減ってきて、出動できる職員の数も回数も減ってきているという状況でありまして、そういったことを考えると、ひとつ、地域においてはいい事業ではないかと思っておりますので、今後とも配慮しながら進めていただければと思います。よろしくをお願いします。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○藤川隆夫委員 4ページの障がい者福祉諸費の「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム事業、これは、離職失業者等のどの程度の方を対象としているのか、年齢等を含めて。また、これは新規の事業なんですけれども、継続性、これがあるのかどうかというのをちょっとお聞かせ願えればと思います。

○東障害者支援総室長 この事業ですけれども、実は、ここに新規ということになっておりますけれども、障害者福祉費としては新規でございますけれども、21年度の債務負担行為で、「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム事業も既にスタートしております。高齢の方とあわせてというところですね。そして今回、先ほど高齢者支援課の方からも

ちょっと説明がございましたけれども、21年度末に国の方で経済対策として追加交付された分の中で、介護雇用関係が5億4,000万、そのうちの障害者施設関係での介護雇用プログラム分として5,400万ということで計上させていただきます。

そういうことで、この事業は緊急雇用創出基金を活用してということでございますので、その基金の活用範囲で動いていくという形でございます。

それと、この人数でございますけれども、障害者関係の事業所40数十カ所ございますけれども、その約1割程度の40事業所で1人雇用していただくことで進めていきたいということで、40人分を計上しているところでございます。

この求人対象は、あくまでもハローワークで高校新卒者ないしは離職者等がまず求職されて、その求職者等を対象にするという事業でございます。

○藤川隆夫委員 わかりました。40事業所で40人分ぐらいを考えていると。

実は、ホームヘルパー2級を取っても、そのままそこに雇用されるかどうかというのも非常に問題点があるかというふうに思うんですよね。取ったとしても、ある程度年齢が高かった場合は外されたりとか、いろんなことも起こっているというふうに聞いておりますので、1事業所1人と言うのであれば、これを確実に雇用に結びつけてもらうような働きも、雇用関係の各課と連携をとりながら、やっぱりやっていってもらえればというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○堤泰宏委員 肝臓病の障害者というとは、これはどげな肝臓病ですか。それが1つ。

それから、この緊急雇用創出基金、これは健康福祉部も環境生活部の方もこれを活用した何か事業があるようではございますけれども、この緊急雇用創出基金というのは、これはどこにあるのか、金額はどんくらいなのか、これをまず教えてもらわんといかぬですね。2つ。

○東障害者支援総室長 まず、質問の1点目の肝臓機能障害でございますけれども、一番最初に論議されていたのは、これは肝炎ウイルス菌の肝臓機能障害というところです。よく質問を受けるのは、飲酒によるアルコール性肝障害というのは肝臓が機能障害になるかということでございますけれども、基本的にアルコール性肝障害の場合は、6カ月以上の断酒と積極的治療の実施が条件というところで、ちょっと話はそれましたけれども、医学的な肝臓機能障害については、チャイルドピュー分類のグレードCの状態が3カ月以上継続していることが確認できる状態にあることを、肝臓機能障害として障害者手帳の対象にしますよということになっています。

○堤泰宏委員 治ったり悪くなったりすつとじゃないの、これは。

○東障害者支援総室長 先ほども申しましたように、グレードCの状態が3カ月以上継続しているということですね。その継続があつとるということは――障害者手帳というのは、回復するというのを前提としたものには交付対象になっていませんので、その状態が続くという前提で動いている。アルコール性肝障害は、先ほど申し上げましたように、6カ月以上の断酒と積極的治療をしていけば治るようなものは、もう対象にならないというところでございます。

もちろん、肝臓を移植した場合、そのときは免疫療法を実施している期間は1級として認定するというようなところもございます。

○堤泰宏委員 もう聞きはせんですけども、えらい無理なこつしよつとですね、またいろいろ問題が出てくつとと思うですな。あんまりなんでんかんでんしゃまぎりよると、これは私は問題が出てくつとと思うですがね。

それから、障害者手帳をもらったならば、障害者年金等の該当にもなるわけですか。金もらうとかもらわぬとか、医療費がどんくらい減額になるとか。

○東障害者支援総室長 よく言われるのは、障害者の区分で、手帳区分と年金区分とがありますけれども、この障害者手帳を受けたから、1級を受けたから、障害年金の1級対象になるものではありません。全くそれは別の制度というところではございます。したがって、障害者1級手帳を持っているとしても、障害者年金を受けておられる方は相当おられます。

○堤泰宏委員 その区別が恐らくのうなるですよ。こっちは手帳持って銭もらわれぬ、こっちはもらえるて言うなら、皆、ちょうだい、ちょうだいやり出すもん、と私は思います。答えは要らぬです。

○永井高齢者支援課長 私ども高齢者支援課も、緊急雇用創出基金を活用して、「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム等に生かしておりますので。

委員からお尋ねのございました所管と金額でございますが、担当は、商工観光労働部労働雇用課でございます。それから、平成21年度末現在の基金残高でございますが、約78億4,800万余でございます。

以上でございます。

○堤泰宏委員 その商工観光の予算ば環境とか厚生で使うてよかと。意味わからぬな。

○永井高齢者支援課長 今回の緊急雇用に関しては、使途が、それぞれの分野で特定されている部分がございます、そこはそれぞれの分野で対応するというので、私どもの方もこういった雇用創出基金を活用した形で事業展開をいたしております。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○鬼海洋一委員 ちょっとお尋ねしたいんですが、古谷さんとこですよ。認知症の連携推進員の配置、これはどういうぐあいに今進んでいるのでしょうか。

○古谷認知症対策・地域ケア推進課長 御案内のように、いわゆるくまもとモデルとしまして、認知症疾患医療センターについては、基幹型が1カ所、それから地域拠点型が7カ所ございまして、それぞれに連携推進員は配置をいたしております。

今回補正に上げておりますのは、その基幹型において地域拠点型との連携、さらには、それぞれの地域拠点型がかかりつけ医との連携を行うというに当たって、その連携を強化するために、さらに1名配置をお願いするものでございます。

○鬼海洋一委員 場所はどこですかね。

○古谷認知症対策・地域ケア推進課長 基幹型の熊本大学附属病院になります。

○鬼海洋一委員 結構です。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○岩中伸司委員 いろいろ新規事業やいろいろな緊急経済対策での取り組みがありますけれども、この事業は全体にわたってどういう形

で周知徹底をされて、応募する事業体を集約されているのか。今の雇用にかかわる問題ではハローワークなどにも上げているということですが、全体をどんな形で周知徹底をされているのか、ちょっと伺いたいんですが、希望の——どこが部署か、全体にわたるので、どなたか。

○東障害者支援総室長 4ページの「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム事業につきましては、やはり緊急雇用創出という趣旨から、こういう形で予算を最終的には6月21日の本会議において了承いただきますけれども、その前から、こういうのにつけられるように県のホームページ等で、こういう事業を計画していますということでまず周知しております。それと、この事業については、障害者施設関係の各団体に、こういう事業を実施することにしておりますという形で周知する、そういう形で進めていく予定にしております。

○岩中伸司委員 例えば、特別養護老人ホーム等の開設で今回も予算が計上されていますが、こういう場合は、事前にそういう開設をするようなところを——ところというか、どこが開設するかわからないわけですので、全体にどうやって周知をされているのかということ、これもまた、そういうホームページ程度ですか。

○永井高齢者支援課長 施設の開設準備経費につきましては、新たに施設を、いわゆる新設をする、増床をする、そういったところが対象になりますので、そういう意味では、そこに向けたいわゆるPRというものになります。

ただ、増床なり新築をする場合につきましては、それぞれ県が事業者の場合とそれから市町村が実施者である地域密着型の施設がご

ございますので、それぞれが、いろんな広報媒体を使いながら募集をかけるという形になります。

その場合に、県のホームページ等々も活用しながら、あるいはその市町村の広報誌等々も活用しながら、漏れがないようにやっているという状況でございます。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○松田三郎委員 資料28ページ、環境も何か聞いとかなとちょっとあれですよ。

シカ対策につきましては、駒崎部長も岡部課長も、球磨郡について大変御配慮をいただいて感謝を申し上げます。

たしか、この調査自体は、昨年も、あるいはその前は、ちょっと時間があいて、5年前とか3年前という話でございました。ある程度この調査をしていただくこと、しかも緊急雇用対策でということは大変ありがたいことではありますが、先ほどの説明で、もうちょっと詳しく聞きたいのは、地点をふやして里山等も広げたということでもあります。

昨年の球磨郡町村会の要望の折、そのときに6割ぐらい数の上では減っているという話もございまして、今ある調査方法ではもうそういう調査結果しか出ないのかなという話で、あのときちょっと提案しましたのが、例えば生息が広域化しているというのであるならば、従来の定点だけでは——ふんの数等々で調査するというので、広域化しているのに、今までの数の定点だけでは足りないんじゃないだろうかという話をして御提案をして、それを受けてのことかもしれませんけれども、ちょっと額が大きいので、単なる調査だけじゃないのかなと思って、地点が多くなっただけなのかどうかというところをちょっともう1回詳しく御説明いただければと思います。

○駒崎環境生活部長 それじゃあ概略的なことを私が申し上げまして、足りない点があれば課長から補足してもらいます。

今、松田委員から御指摘のあったとおりでして、昨年度も調査をいたしました。そのとき、森林地域でシカのふんをある程度、ポイント、ポイントでとりまして、そのふんの量から類推するという、これはもう全国的に統一された手法で、科学的にもそういうふうな調査方法がありますので、それで類推した。

その結果、シカ対策を講じた効果があったのか、類推されるシカの頭数は減っているように見えたんです。それで、松田委員から御紹介のありました球磨郡町村会の方にも御照会申し上げましたけれども、現場感覚ではそうではないというふうな御意見ございました。我々も、耕作放棄地などの影響もあって、森林から里の方にシカがおりてきているという情報が確かにございます。耕作放棄地あたりが、繁殖地だったり、えさ場になったりしているという実態もあるというふうに聞いています。

そこで、今度は里山を含めて調査しようというのが今回の予算の趣旨でございますので、球磨郡町村会からの御要望も踏まえたという御理解で結構だと思っております。

緊急雇用対策ということで、3カ月とか数カ月の期間の雇用をやりまして、その人員を使って調査をするということになっていきますので、調査は調査で、その後の分析を踏まえて、次のシカの削減計画に結びつけていきたいと考えています。

これで調査以外のことを何かやるということは具体的にはないんですけども、これまでに比べて森林以外にも調査を広げてより実態を把握していこうという、そのための予算でございます。

○岡部自然保護課長 調査地点でありますけれども、以前、森林地帯を調査する時点で

は、125カ所を調査プロットに選定いたしまして調査いたしました。今回は、それに新たに、今部長からも説明がありましたように、里山地域を、森林のすぐそばのようなところを60カ所追加いたしまして、185カ所の調査地点で、ふん量調査といいますか、シカのふんを調査していきたいというふうに思っております。

ちなみに、前回の調査、125カ所の森林地帯では1,050万円余の調査費でございましたので、今回が185カ所で1,500万円余をお願いしているところでございます。

○松田三郎委員 じゃあ、これはほぼ調査に係る人件費がこれぐらいかかるということですね。

○岡部自然保護課長 部長も申しましたけれども、ほとんど現地調査と、現地調査が終わりましたら内容分析がありますので、その分析がある程度——数的には少ないんですけども。ほとんどが現地調査というようになっております。

○松田三郎委員 おっしゃるように広域化して、今まで、えさがなくなった関係かもしれませんが、うちの近所も——うちの近所は別に都会じゃありませんけれども、山でもそう山奥じゃなかつこにも、うちの子供が、もう通学路におったよというぐらいのことで、従来のえさに関しての、これは農林水産部のあれでしょうけれども、被害が、従来は、例えばカライモのどっか酸っぱいものは余り食べぬと言われとったものが、今やそういう境もなくというのもあるそうでございますので、また結果が出ましたら教えていただければ、調査結果を。

以上です。

○溝口幸治委員長 ほかにありませんか。

なければ、これで質疑を終了いたします。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第4号、第12号、第24号及び第25号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外4件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外4件は原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、本委員会に今回付託されました請願を議題とし、これについて審査を行います。

それでは、請第39号について、執行部から状況の説明をお願いいたします。

○福島少子化対策課長 少子化対策課でございます。

請第39号は、熊本県認可外保育施設連絡会からの請願で、その内容は、認可外保育施設における遊具費・設備・備品等に対する補助制度の新設等でございます。

県としましては、これまでも認可外保育施設に対しましては、子供の安全・安心を確保する観点から、職員や児童の健康診断費に対する補助を行ってきており、また、昨年度からは、危機管理や発達障害等に関する職員研修の対象者に認可外保育施設を入れております。

さらに、昨年度は、請願理由でも触れられましたが、経済対策として、施設の維持修繕や設備整備に対し補助を行う認可外保育施設安心安全確保事業を実施したところでございます。

なお、一昨年になりますが、平成20年の9月議会にも今回と同様の請願がございまして、

て、その際は継続審査とされておりましたが、昨年6月議会におきまして、先ほどの事業の予算を提案しましたところ、請願が取り下げられたという経緯がございます。

ただ、単年度事業だったということで、今回再び同様の請願が出されたものと考えております。

昨年度は、経済対策として特別な財源がございましたので、補助を行うことができましたが、現時点で新たな補助制度を創設することは困難な状況でございます。

また、現在、国においては、保育等の子育てサービスに関する新たなシステムづくりが検討されておりまして、近くその方向性が示される予定となっております。その中で、認可外保育施設に対する支援のあり方につきましても、これまでとは異なる考えが示される可能性もあります。したがって、当面は、こうした国の動向を見守りながら、県としての対応を検討していく必要があると考えております。

以上でございます。

○溝口幸治委員長 ただいまの説明に関して質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

請第39号についてはいかがいたしましょうか。

（「継続」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 継続という意見がありますので、継続についてお諮りいたします。

請第39号を継続審査とすることに御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 御異議なしと認めます。よって、請第39号は、継続審査とすることに決定いたしました。

それでは、続いて請第40号について、執行部から状況の説明をお願いいたします。

○岩谷健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。

請第40号、熊本県たばこ耕作組合及び九州中部たばこ販売協同組合連合会からの請願でございます。

本県の受動喫煙対策では、一方的な全面禁煙ではなく、施設の態様や利用者のニーズに応じた現実的な対応を求める旨の請願でございます。

受動喫煙を取り巻く状況につきまして、簡単に説明させていただきます。

平成15年に健康増進法が施行されておりまして、その25条に受動喫煙防止対策については努力義務が課されたところでございます。

その後、この本請願にありますように、ことし2月25日付で厚労省健康局長通知が発表されております。通知の主要な点としまして、今後の基本的な方向性としては、学校・病院・事務所等の多数の人が利用する施設、これは公共的な空間というふうに表示されておりますが、そういった施設では、原則として全面禁煙であるべきと明記されております。また、全面禁煙が極めて困難である場合、当面は喫煙可能な区域を設定して、将来的には全面禁煙を目指すことなどを求める内容となっております。

これを受けまして、県では、ことし3月に各事業所や各種団体に改めて通知をしたところでございます。

なお、直近の動きとしまして、本年5月、厚労省の有識者検討会におきまして、事業者の受動喫煙対策のあり方については、事業者の努力義務ではなく、義務とすべきという内容を盛り込んだ報告書が発表されております。

以上でございます。

○溝口幸治委員長 ただいまの説明に関して

質疑はありませんか。

○松田三郎委員 私は、これは2月議会でちょっと質問しようと思って調べた経緯がございまして、今課長おっしゃったように、2月末に通知が来ておりまして、原本を見ました。その後は知りませんが、3月に県が、各市町村、自治体とか公共的な団体、企業、事業所に出した通知というのは、その通知を受けて、そのままに近いような形で出されたのか、あるいは本県の、先ほど請願者の説明にもありましたように、例えば、たばこの一大産地であり、あるいは税金もかくかくしかじか、こういう協議をして多少熊本的な配慮があつて出されたのか、県内に出された通知の——詳しくは要りませんが、大まかな説明というのをちょっと、中身の。

○岩谷健康づくり推進課長 庁内の関係課、関係部含めまして関係の機関・団体に通知を出させていただいております。内容は、ほぼ厚労省通知のままを関係団体・機関に周知したというところでございます。

○松田三郎委員 最後におっしゃった、5月に有識者会議とか何とかで、もう努力規定じゃなく義務にすべきだと。これを受けてまたさらに今後出てくるんですか、もう一段上の通知か何かとか、国の方から。

○岩谷健康づくり推進課長 これは厚労省が設置しております有識者会議からの検討・報告を厚労省が受けたというところで、その義務とすべきという内容を国がまたどういうふうに判断するかというのはこれからだと思います。

○松田三郎委員 いいです。

○溝口幸治委員長 ほかに。

○鬼海洋一委員 非常に難しい問題だというふうに思っております。そこで、いつも言われるのが、今、松田委員の方からお話もありましたけれども、産地だということと、それから税金ですね、地方税金も非常に重要な部分ですよ。しかし、これまで、なぜじゃあ嫌煙権も含めまして、こういう喫煙にかかわる制限というのがなされてきたかというふうに考えてみますと、ここは福祉ですから、医療含めて医療にかかわる、例えば、がんの発生率の問題だとか、そういう医療費の支出、膨大になってくるわけでありまして、税金もある、しかし、それ以上の医療費支出が——医療費支出はどれくらいになるんでしょうか。そういう検討はされてあるんでしょうか。

○岩谷健康づくり推進課長 受動喫煙の視点からこの喫煙対策が進んできているところなんですけど、WHOも平成17年に枠組み条約が——WHOからの条約が我が国でも発効しているというような状況でございまして、たばこが健康に与える影響を考慮して社会的に取り組むべきというような方向に流れてきているというふうに思っております。

その医療的な効果につきましては、今手持ちの資料もございませんので、また何かそういう情報がありましたらお持ちしたいと思えます。

○鬼海洋一委員 やっぱ健康に及ぼす影響が、これまで、アメリカあたりでの裁判の中で、結局禁止を求める方々が勝利をしているという状況を考えますと、その辺の影響がかなり科学的に立証された結果だというふうに思いますね。

こういうのが出た以上は、やっぱりそういう医療的な影響と申しますか、健康面への影響、あるいは総額支出の概算みたいなものが

どっかでもう計算をされなきゃおかしいんじゃないかなろうかなと、この時代に入ればですね。

さっきお話があったように、国からも通達が出る、あるいはそれを県段階でそしゃくをしながら、結果だというふうに思うんですが、各地方自治体にまた同じように通知を出すということになっていけば、今言ったような科学的な立証という意味でどっかで検討するような時代に入ったんじゃないかというふうに思いますので、その点もぜひよろしくお願ひしときたい。そうしないと、我々もなかなか右か左かという結論が出しにくい、そういう意味でぜひ教えていただきたいと思ひます。

○溝口幸治委員長 ほかに質疑ありませんか。

なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

請第40号についてはいかがいたしましょうか。

（「採択」「考えさせていただきたい」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 それでは、採択という意見がありますので、採択についてお諮りいたします。

請第40号を採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 御異議がありますので、挙手により採決いたします。

請第40号を採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○溝口幸治委員長 挙手多数と認めます。よって、請第40号は、採択することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮

りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が8件あっております。

まず、報告について、執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思ひます。

それでは、健康福祉部・倉永総室長から報告をお願いいたします。

○倉永医療政策総室長 報告の資料の1ページをお願いいたします。

新たな高齢者医療制度の検討状況についてでございます。

現行の後期高齢者医療制度につきまして廃止する方針が示されておまして、昨年11月に設置されました厚生労働大臣主宰の高齢者医療制度改革会議において、今年じゅうの取りまとめを目途に、新たな制度の検討が進められております。

これまで改革会議が6回開催されまして、今月の23日に第7回の改革会議が開催される予定になっております。

検討に当たっての基本的考え方として、その資料の1の(1)のところ6つ挙げておりますけれども、これに基本的考え方として示されております。

県の方としましては、今後のスケジュール等を見ていただきますと、(2)のところにあります。予定では、8月までに中間取りまとめを行いたいということで、それから、国の方では、意識調査とあわせまして、地方での公聴会を8月とそれから10月に予定をしていというふうなスケジュールになっておまして、一番の今後のポイントになりますの

は、中間取りまとめの分がポイントになるかと思いますが、それにつきましては、7月の改革会議でその案が提示されるんじゃないかなというふうに思っております。

県の方としましては、そういった検討の動向を見きわめながら、高齢者の生活実態に即した県民にとってよりよい制度となるように、九州各県と連携をしまして、知事会の方でも、プロジェクトチーム、それからワーキンググループの中で今検討がなされております。そういったことも踏まえまして、国の方に要望・提案をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○野田環境政策課長 続きまして、報告資料の2ページ、3ページをお願いいたします。

第3次環境基本指針・第4次環境基本計画の策定についてでございます。

まず、経緯でございます。

平成2年10月に県の環境基本条例を制定いたしまして、それに基づきまして、平成3年に環境基本指針を、平成8年に環境基本計画を策定しております。現行の指針は22年までで、計画の方が、これも22年までとなっておりますので、新たな計画を今年度策定することとしております。

対象期間につきましては、基本指針が23年から10年間、基本計画の方が23年から5年間を考えております。

基本指針におきましては、県の環境の現状、課題及び施策の方向性を示すこととしておりまして、計画におきましては、具体的な施策項目ごとに、取り組み内容、基本目標及び数値目標を掲げるということを考えているところでございます。

次の3ページの方に参りまして、策定に当たりまして考えておりますことは、(2)のところでございます。国の動向、社会環境の変更等、そういったものに対応してまいりたい

と思っておりますし、(3)のところでは、県民、事業者、団体、市町村等の意見を反映させていくこととしております。(4)のところでございますが、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づきます地方公共団体実行計画及び熊本県地球温暖化の防止に関する条例に基づきます地球温暖化対策推進計画としての必要な内容も盛り込み、双方掲げた計画として位置づけるということで考えているところでございます。

最後に、4番のところのスケジュールでございます。現在庁内の協議を始めております。今後、庁外の協議、あるいは地域懇談会の開催等を経まして、23年2月の県議会の方に提案をして御審議をいただきたいというふうに考えているところでございます。

よろしくをお願いいたします。

○松島環境保全課長 環境保全課でございます。

報告事項の4ページをお願いいたします。

ダイオキシン類対策特別措置法に基づきます平成21年度に実施いたしました調査結果でございます。

1の環境調査でございます。

調査は、有明・山鹿地域におきまして、(1)から(4)まで、大気とか水質とかの環境予測について行いました。その結果につきましては、すべて環境基準値以下でございました。結果については、5ページから6ページの表1から5まで示しております。

ちなみに、今年度は、菊池、阿蘇、上益城地域の予定でございます。

次に、(5)水俣地区環境監視調査でございますが、これは、水俣市の百間排水路等におきまして汚染土砂が存在すると確認されたことから、水域の水質、魚類について調査をしているものでございます。

水質、魚類につきましては、調査の結果でございますが、環境基準値以下、あるいは全国

調査結果同程度となっております。結果につきましては、6ページの表6、7に示してございます。

なお、この汚染土砂のしゅんせつ工事につきましては、今施工中でございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

大きい2、3については、工場とかの発生源におきます行政検査と事業者みずからが実施する自己検査の結果でございます。行政検査におきまして、1施設で基準超過をしておりましたために、適正処理を指導いたしましたが、他につきましては、すべて基準値以下でございました。

以上でございます。

○田代水環境課長 水環境課でございます。

8ページからでございます。

昨年度実施いたしました水俣湾の環境調査及び埋立地の点検・調査結果を報告するものでございます。

まず、水俣湾の水質及び魚介類等の水銀調査結果でございますけれども、②のとおり年間を通じて5項目について調査しております。

③調査結果でございますけれども、水質及び地下水ともに水銀は検出されませんでした。また、底質の総水銀につきましても、3地点とも表の右欄の暫定除去基準値を下回っております。

次のページ、魚類につきましても、2魚種ともに魚介類の水銀の暫定的規制値以下でございました。

動物プランクトンの総水銀値につきましても、大きな変動はございませんでした。

④本年度も引き続き同様の調査を実施いたします。

次の10ページは、調査地点図でございます。

次に11ページ、水俣湾埋立地の点検・調査

結果でございます。

これは、港湾課、都市計画課が担当しまして、水俣湾埋立地管理補修マニュアルに基づきまして、昨年度は11月下旬から3月下旬にかけて実施されております。

調査内容と結果でございますが、次の12ページのカラーの航空写真をごらんいただきながら御説明いたします。

まず、白い丸印で示しております埋立護岸の前面6地点の海水調査では、水銀は検出されておられません。

次に、埋立地、地盤調査ですけれども、写真の赤色及び黄色の網かけの埋立地部分です。地盤の標高を測量しておりますけれども、地盤の異常な沈下、陥没等は見られませんでした。

次に、構造物の変状調査ですけれども、青い線で示しました護岸・岸壁及び3つの排水路を対象に調査を行いましたけれども、結果については、鋼材の一部防食工部分でひび割れ等があり、補修を要するところがございますけれども、鋼材の電気防食は良好な状態を維持しておりますして、構造物の有害な変状は確認されませんでした。

以上でございます。

○岡部自然保護課長 報告事項の13ページをお願いします。

熊本県生物多様性保全戦略(仮称)でありますけれども、この策定についてです。

まず、戦略策定の目的ですが、豊かな自然の中に多種多様な動植物が生息・生育するという生物多様性を保全し、未来に引き継ぐため、県民、NPO、事業者、行政等の役割を明確にして、取り組みの推進を図るものです。

この生物多様性が置かれている現状ということで、2に記載しておりますが、本県は、阿蘇の草原、有明海の干潟、天草の島々など豊かな自然環境に恵まれ、多くの動植物がそ

の中で生息・生育し、さまざまな恵みを県民の方々に与えております。

しかし、この多様性も、人間活動による自然破壊や種の減少・絶滅、あるいは逆に、人の働きかけの減少による里地里山などの変化、外来生物による生態系の攪乱、さらには地球温暖化等により、危機に瀕しているとも言われております。

この戦略策定の進め方といたしましては、右に示しておりますように、庁内関係課による施策推進連携会議や外部の有識者の方々による戦略検討委員会で検討いただき、パブコメなど県民の方々の御意見もいただいた上で環境審議会へも諮問し、最終的に県議会へ報告を行うことと考えております。

14ページをお願いいたします。

3の戦略の概要、性格ですが、生物多様性基本法に定める地域戦略であり、生物多様性の保全及び持続可能な利用を図るための基本的かつ総合的な計画としたいと思っております。

また、策定に当たりましては、先ほど御説明いたしましたように、戦略検討委員会や庁内関係部局と連携し、パブコメの実施、市町村等の意見をお伺いするなど、多くの御意見を反映したものとしたいと考えております。

スケジュールについては、本年度中に策定できるよう計画的に進めていきたいというふうに考えております。

自然保護課は以上です。

○加久廃棄物対策課長 15ページをお願いいたします。

まず、1の目的でございますが、平成15年3月策定の公共関与基本計画に基づき、県民の生活環境の保全や経済活動の維持促進を図るため、公共関与による産業廃棄物の管理型最終処分場整備に向けて取り組んでおります。

2のこれまでの取り組み状況ですが、近年

では、平成20年度に基本設計の策定、環境影響評価方法書手続を終了しております。

計画概要を記載しております。基本設計段階では、埋立容量約45万立方メートルとしておりますが、今年度着手する実施設計の中で、最終処分の動向も視野に、最終的な基本構造を決定してまいりたいと考えております。

また、住民説明会を経て、昨年11月から、環境影響評価方法書に基づき、約1年間となる現地調査に着手しており、下段の表に掲げておりますような各種調査を実施しております。

次のページをお願いいたします。

3の最近の取り組み状況ですが、事業推進には何よりも地元の理解が第一であることから、これまでも、関係町や議会、関係地区の住民等、説明会を重ねてきており、本年度も、5、6月に議会、それから関係地区住民の説明会を開催し、事業の進捗状況を説明しているところです。

また、環境アセス手続については、現地調査の結果を踏まえながら、具体的な環境保全措置の内容を早い段階から住民に提示し、安全性の理解を促進するために、アセス準備書及び評価書策定の手続に着手したところでございます。

4の今後の取り組みのうち、(1)の地元の理解促進ですが、現時点では、地元からは、施設の必要性は理解されているものの、処分場に対する不安から、依然として厳しい意見をちょうだいし、建設合意に至っていない状況でございます。

今後、周辺環境への不安に対しましては、アセスの一連の手続を通じ、丁寧に地元説明を行い、理解を求めるとともに、施設への不安に対しましては、安全・安心な施設となるよう技術検討を重ね、実施設計の中で具体的な施設整備計画や安全対策に反映させて、地元の不安解消に努め、関係者との環境保全協

定の締結を目指して取り組んでまいります。

次に、地域振興策につきましては、今後、地元町や地域住民の意見を踏まえて、状況を注視しながら、具体的な振興策を検討してまいりたいと考えております。

次の17ページ、それから18ページ、それぞれ参考として事業工程及び現地の航空写真を添付しております。

続きまして、19ページをお願いいたします。

第3期熊本県廃棄物処理計画の策定でございます。

県は、廃棄物処理法の規定により、国が定める基本方針に即して、県域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する廃棄物処理計画を定めることとなっており、現在の本年度までの計画に続きまして、今般、平成23年から平成27年までの5年間を計画期間とする第3期の計画を策定する必要がございます。

法で廃棄物処理計画において定めることとされている事項は、廃棄物の発生量及び処理量の見込み、減量その他その適正処理に関する基本的事項等であり、その計画は、国が定める基本方針に即して策定するとともに、県の計画、それから各種関係法等を勘案しながら策定することとしております。

本計画の策定に係る日程は、国の基本方針が6月までに出された後、熊本県環境審議会廃棄物処理計画検討委員会等による計画素案の検討を行い、11月に環境審議会の答申を受けまして、計画素案を決定し、パブリックコメントを実施後、年度末には第3期廃棄物処理計画を策定することとしております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○田中水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

報告事項の20ページをお願いいたします。

水俣病対策の状況についてでございますけれども、1として、最高裁判決以降の主な経緯につきまして御説明をいたします。

平成16年10月15日、水俣病関西訴訟の最高裁判決が出されました。同年11月29日、県が、今後の検討のたたき台として、療養費の支給などを内容とする水俣病対策案を環境省へ提出いたしました。2つ飛びまして、18年5月29日、県議会水俣病対策特別委員会におきまして、平成7年の政治解決と同様の手当・一時金を含む救済策を講じることなどを内容とする水俣病問題早期解決のための要請を国に対して行うことが決議されました。平成19年10月26日、自民党・公明党のプロジェクトチームの会議が開催されまして、一時金150万円などを内容とする水俣病被害者の救済策についての基本的な考え方が示されました。2つ飛びまして、平成21年7月8日、国会で水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法が成立し、施行されております。

次のページをお願いいたします。

上から3つ目でございますけれども、平成22年1月22日、熊本地方裁判所から和解が勧告されまして、第1回の協議を行っております。それから、3月24日、県議会が水俣病被害者救済に当たっての決議を行っております。3月29日、第5回目の和解協議を行いまして、原告・被告双方が裁判所から示された和解所見に基本合意をいたしました。和解所見につきましては、後ほど説明をさせていただきます。4月16日、特措法に基づく救済措置の方針が閣議決定をされております。救済措置の方針につきましても、後ほど御説明をさせていただきます。1つ飛びまして、5月1日、水俣病犠牲者慰霊式が開催され、総理大臣が初めて出席をされました。また、特措法に基づく救済措置の申請受け付けを開始いたしております。1つ飛びまして、5月30日、第1回目の第三者委員会を開催し、原告

49名の方の判定が行われております。6月3日、特措法に基づく救済措置に係る公的診断を開始いたしております。

次のページをお願いいたします。

2の新たな救済の取り組みについてでございます。

(1)裁判所から示された和解所見と特措法に基づく救済措置の方針についてでございますが、恐縮でございますけれども、24ページの方をお願いいたします。

別添資料1、救済措置の枠組みと給付内容の概要について御説明をいたします。

今回、和解及び特措法の救済対象となる方及びその手続等につきましては、黒い太枠の四角で囲んである部分でございます。

まず、認定申請をなさっている方のうち、裁判中の方で不知火患者会の方、この方々は、(A)の線をたどっていただきまして、熊本地裁の和解所見による救済を受けられることとなります。

①の救済内容につきましては、右下の点線の四角の箱の中に記載をしておりますが、①一時金として210万円、②療養手当として月1万2,900円から1万7,700円、③療養費としまして水俣病被害者手帳を交付いたしまして、自己負担分を支給することにいたしております。症状に応じまして、①、②、③の給付をセットで受けられる方もございますし、③のみの療養費の給付を受けられる方もございます。ただし、何も症候がなければ、非該当として、いずれの給付も受けられないこととなります。

恐縮でございますが、また左上の方の熊本地裁の和解所見による救済の方にお戻りいただきたいと思っております。

②の判定資料でございますが、公的診断による第三者診断書、民間診断による共通診断書で判定を行います。

③の判定手続につきましては、座長1人、原告・被告双方が推薦する医師2名ずつ、合

計5名で構成をされます第三者委員会で判定を行います。これを月1回をめぐりに開催をいたしまして、本年末をめぐりに判定を進め、県議会の議決を経て最終的な和解と、そして給付を開始することとなります。

次に、裁判をなさっておられない方、出水、芦北、獅子島の3団体と団体に加入をされていない方、それから、上の真ん中の箱でございますが、保健手帳をお持ちの方、それから、その右の認定申請もなさっていない、保健手帳もお持ちでないその他の方々で今回救済申請を行う方、これらの方々、それぞれBの線、Cの線、それからEの線をたどっていただきたいと思っておりますが、中央の特措法による救済を受けられることとなります。

①の救済内容につきましては、先ほど御説明をいたしました和解所見による救済と同じでございます。

②の判定資料につきましては、多少表現が異なりますけれども、公的診断による検査所見書と民間診断による提出診断書で判定を行うことになっております。

③の判定手続につきましては、医師による判定検討会を開催し、複数班で月数回程度開催、判定をしてもらいます。こちらの方につきましては、随時判定を行って給付を行っていくことになっております。

それから、もう一度真ん中の保健手帳の所持の方の箱のところにお戻りいただきたいんですが、保健手帳をお持ちの方の中には、生涯にわたって医療費だけ補償されればよいという方もございますので、この方々につきましては、公的診断なしにDの線をおたどりいただきたいんですけれども、被害者手帳への切りかえによって療養費のみ給付をするという救済もございます。

次のページをお願いいたします。

先ほどの説明と重複するところもございませぬけれども、裁判所から示された和解所見と特措法に基づく救済措置の方針の概要につき

まして御説明をいたします。

まず、対象者についてでございますけれども、和解所見では、昭和43年12月末以前に対象地域に1年以上居住し、水俣湾等の魚介類を多食したと認められる方。

(2)といたしまして、昭和43年12月末以前に対象地域に相当期間居住していなくても、水俣湾等の魚介類を多食したと認めるのに相当な理由がある方のうち、手の先、足の先に行くにつれて、触った感覚ですとか痛みの感覚が鈍くなる四肢末梢優位の感覚障害、または全身同等に触った感覚や痛みの感覚が鈍くなる全身性の感覚障害を有する方などとされております。

救済措置の方針におきましての対象者につきましては、同様に記載をされております。

次に、判定方法と支給内容の(1)から(3)につきましては、前ページの説明と重複いたしますので、省略をさせていただきます。

支給内容の(4)として、一時金に加算する額でございますが、和解所見におきましては、不知火患者会に29億5,000万円、救済措置の方針におきまして、出水の会に29億5,000万円、芦北の会に1億6,000万円、獅子島の会に4,000万円というふうにされております。

恐縮でございますが、再度22ページの方にお戻りいただきたいと思っております。

2の(2)のスケジュールでございますけれども、和解所見に基づく救済につきましては、第三者診断を5月15日に実施をいたしまして、今後随時実施をしてまいる予定でございます。判定として、5月30日に第1回目の第三者委員会を開催し、今後、月1回をめぐりに開催する予定でございます。

特措法に基づく救済につきましては、公的診断を6月3日から開始しておりまして、今後、随時これも実施をしてまいります。判定としまして、今月末または7月に第1回目の判定検討会を開催し、複数班体制で月数回開

催する予定でございます。

(3)の今後の県の姿勢及び役割についてでございますけれども、和解所見に基づく救済につきましては、6月25日と10月8日に、熊本地方裁判所に対しまして、原告・被告が和解所見の取り組み状況につきまして報告することになっております。和解所見では、原告・被告は、判定、和解、一時金の支払い等が年内を目途に終了するよう努力することとされております。県としましては、第三者診断等が円滑に実施できるように最大限の努力を払ってまいります。

特措法に基づく救済につきましては、救済措置の方針におきまして、新規の方の申請受け付けの終期につきましては、あらかじめ定めず、平成23年までの申請状況を把握して見きわめることとされております。なお、5月31日現在の申請総数は1万4,061件でございます。また、保健手帳を所持されている方、認定申請中の方々につきましては、今年度中に判定を終えて、対象者を確定するようにされております。県としましては、こちらの方につきましても、広報に力を注ぎ、公的診断等が円滑に実施できるように最大限の努力を払ってまいります。

次に、恐縮でございますが、最後のページの26ページの方をお願いいたします。

この資料につきましては、こちらの委員会の方に報告をさせていただいておりますけれども、今般、チッソ株式会社の方から特定事業者の指定申請がありましたので、改めて分社化のスキームにつきまして簡単に御説明をさせていただきます。

まず、一番上の五角形の箱に記載しておりますけれども、チッソが特措法の適用を受ける者として指定申請を行います。その右側の方に、箱の中に記載をしておりますが、本年6月4日にチッソから、環境大臣の方に対しまして、特定事業者として指定を受けるための指定申請がなされております。この申請を

受けまして、環境大臣の方が特定事業者としての指定を行われました後、チッソが事業再編計画を作成され、それを環境大臣が認可をなさることになっております。その後、チッソが、裁判所の許可を得て、事業譲渡や資本金の額の減少を行って、子会社(事業会社)の設立というふうな形になっております。この後、事業会社の株式譲渡の手続に入っていくこととなります。

水俣病保健課の説明は以上でございます。

○寺島水俣病審査課長 報告資料の23ページをお願いいたします。

内容といたしましては、公害健康被害補償法によります水俣病認定業務の状況とそれから水俣病に関する裁判の状況について御報告をさせていただきます。

まず、3番、認定業務の状況でございます。

関西訴訟最高裁判決以降の本県への認定申請者数は、5月末現在で4,438名でございます。

認定検診の状況の方でございますが、医療機関への委託検診、それと県が直接お願いしております医師によります水俣市の医療センターでの検診によりまして、検診促進に努めております。

(3)の認定審査会の開催でございます。認定審査会につきましては、昨年2月に1年7カ月ぶりに開催して以来、昨年度は、6月、7月、10月、11月、ことし2月という形で計5回開催できております。それからまた、今年度に入りまして5月に開催をいたしております。今後も、検診の状況などを勘案しながら、円滑な運営を図ってまいります。

なお、県の処分延期の関係についてちょっと触れさせていただきます。

現在、先ほど説明が水俣病保健課の方からありましたように、特措法によります救済、それから訴訟によります司法制度上の解決、

そして公健法上の認定制度を総動員いたしまして、水俣病問題の最終解決に向けた取り組みを進めております。

このような中で、認定審査の棄却処分のみを行うことで、処分された方が特措法による救済まで否定されたと誤解されるような事態を避けるということで、昨年11月に審査されてことし1月に答申があった分につきましては、ことし2月に審査され4月に答申があった分についても、現在県の処分を延期しているところでございます。

次に、4番の水俣病に関する裁判の状況についてでございますけれども、現在、国・県及びチッソを相手といたします国家賠償等請求訴訟が4件、そして水俣病認定申請に係る行政事件訴訟が3件、内訳といたしましては、処分の取り消し及び認定義務づけを求めものが2件と不作為違法確認及び認定義務づけを求めものが1件でございますが、このうちの、記載はしておりませんが、取り消し及び義務づけ訴訟のうちの1件につきましては、7月16日に、第1審でございますが、大阪地裁で判決が出る予定のものがございます。

なお、ノーモア・ミナマタ国家賠償請求事件訴訟につきましては、先ほど水俣病保健課長の方からも説明がありましたとおり、裁判上の和解協議を行っているところでございます。

以上でございます。

○溝口幸治委員長 報告が終了いたしましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○堤泰宏委員 健康福祉部のこの新たな高齢者医療制度の検討状況、これはかなり厳しゅうなつととでしよう、ここに書いてあるとおりならば。ずばつとですよ、今、高齢者の1割負担が3割になるとか。

○倉永医療政策総室長 内容については、まだ具体的な部分が固まったわけじゃありませんので、今議論が行われております。その辺の負担をどうするというふうなことも含めていろいろと議論があつてますので、まだ基本的にはその辺の公費をどう見るのかとか、そういったいろんなことも含めて仕組みづくりをどうするというのが、大体7月の末、それから8月ぐらいにかけて、一応たたき台が見えてくるんじゃないかと思っておりますので、その辺でまた、取り組みの状況については御報告をさせてもらいたいと思っておりますけれども。

○堤泰宏委員 その議論がわからぬで議論しとったっちゃつまらぬけんですよ、議論の中身をはっきり明記して議論せんとだめですよ、これは。いつもそういうことばっかでしょう。それからもういっちょ。

今度は高齢者支援課、かなり支援の費用を増大してお年寄りを大事にするという気持ちはわかる。しかし、これはあた、こっちの方じゃ予算ば減額でしょう、医療の方じゃな。予算をふやす方に検討しとつとですか。医療の方ですよ。今検討しよる方は、中身がわからぬて言うけど、恐らく出す金ば減らす方に検討しとるわけでしょう。そうでもないとな。なら、後からまた7月の中身が出てから私はまた委員会で聞かにかいかなぬですよ。

○倉永医療政策総室長 情報を整理しますので——今その辺の部分がまだいろんな案が提案されている状況ですので、仕組みとしてどうなるかというのがまだこれからの話になります。

○溝口幸治委員長 堤委員、これは国で今検討されている状況がこういう状況ですという報告をしたので、県で検討しとるわけじゃな

かですよ。

○堤泰宏委員 だけん、私が言うとは、その中身も知らぬで国が検討してもどうしようもないということを言いよるわけですよ。

県の出し分もあつてでしょう、私、一般質問で言うたけど。県の出し分がゼロで国が面倒見ればいいですよ。結局1,000兆も借金しとってよ、全部おれたちにかかってくるわけよ。消費税も上ぐつて言いよるでしょう。なあん、厳しく言わなだめですよ、これは。

○倉永医療政策総室長 知事会も含めて今同時進行で検討がされておりますし、県の方でもその辺の部分も含めて対応していますので、その辺はもう少し見える形で情報提供したいと思えます。

○堤泰宏委員 県も言わなだめですよ。

○倉永医療政策総室長 はい。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○岩中伸司委員 22ページで、水俣病関係で大変苦勞されて、大卒、国も積極的な解決の方法を目指しているんですが、疑問な点もたくさんあるんですけども、現在特措法に基づく申請も1万4,000件ということで説明をいただいています。これは、申請の終期については期限を切っていないということですが、特措法でいえば、大体3年という期限を切つてあるというのは間違いないわけでしょう。

○田中水俣病保健課長 特措法の規定の中で、この救済措置につきましては3年を目途に確定するというふうな規定でございました。

○岩中伸司委員 その3年を目途に切るという事でいけば、それ以降は、もう全く関知しないということになるんですかね。

○田中水俣病保健課長 法律によりますと、この救済措置の方針につきましては、先ほど申し上げましたように、3年を目途というふうにされております。あと、それ以外の申請等につきましては、公健法につきましては恒久法でございますので、そちらの方の対応になるかと思えます。

○岩中伸司委員 それで不安な部分も結構一確かに周知を徹底されているんで、この間、もっとこの申請件数はまだふえてくるんじゃないかというふうに思うんですけども、同時に、もう一つチッソの分社化問題ですね。これは先ほど説明を最後にいただきましたが、この分社化後のこの原因企業というのはもう消滅をしていくということがよく言われるんですが、そういう形になるんですかね。どうとらえていらっしゃるんですか。

○田中水俣病保健課長 分社化をした後につきましても、昨年だったと思うんですが、知事が後藤会長の方にお会いしまして、後藤会長の方も分社化をした後も水俣の方に残って事業活動を継続していくというふうなお話をしておりますので、消滅というふうには考えておりません。

○岩中伸司委員 それでは、水俣病そのものの原因企業であるチッソというのは、これはやっぱりずっと継続をしていくということになっていくんですが、それを過ぎても、これが大枠、早いうちの救済というのはもう私も全く同感ですけれども、それを急がないかぬというのは大前提ですが、なおそれでも、裁判を続けていらっしゃる件数も今報告

があったんですが、こういう形でずっと継続をしていくと思うんですね。ですから、そういう人たちに対するやっぱりきちんとした県としての責任というのは負っていかねばいけないというふうに思うんで、今の答弁でいけば、まあ大方、特措法に基づくやつは、それはそれであっても継続、水俣病問題そのものはまだ続いていく可能性は十分にあるということと、チッソというのがなくなってしまうというふうな認識ではないという、そういう理解の仕方でいいですね。

○田中水俣病保健課長 今委員の方からお話がありましたとおりの理解をしております。この特措法のみによって、水俣病問題の中の水俣病被害者救済問題に限定しても、すべてが解決するというふうには理解しておりません。もちろん、今回の特措法によって救済をされた方、されなかった方、それぞれその後にもいろんな問題を抱えていかれると思いますので、それに対する対処も必要でございますし、認定申請の道を選ばれる方、裁判の道を選ばれる方、それぞれの法なり、その裁判において真摯に向き合っていくことが必要だと思っております。

また、チッソの存続も含めまして地域全体の再生等にも対応していくと。水俣病問題については非常に幅広い問題と理解しておりますので、それにつきまして、県としても真摯に対応していくというふうに考えております。

○岩中伸司委員 わかりました。

1つだけ。認定基準はそのままですね。

○寺島水俣病審査課長 公害健康被害補償、いわゆる公健法によります認定の関係だと思えますけれども、そちらにつきましては、法定受託事務として国の方から示されました判断基準に基づいてやっております、これか

らもその基準に基づいてやっていくということで変わりはないというふうに考えております。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○鬼海洋一委員 ダイオキシンの測定結果を今報告いただきました。この中で、ちょっと教えていただきたいというふうに思いますのは、百間排水路のダイオキシンの汚染土砂、これが市、県の方で——これは港湾課の仕事ですけれども、既に排除に向けて、しゅんせつに向けて取り組みが進んでいるというふうに思いますが、周辺の環境が基準値以内であったという報告を聞いて安心したわけですが、現在、この取り組みの現状がどういうふうになっているか、把握されているものについて御報告をいただきたいと思えます。

○松島環境保全課長 環境保全課でございます。

港湾課の方で実施しております。現在まだ施工中と申しておりましたけれども、一時途中で中間的な施工・しゅんせつ状況を確認いたしましたして、若干取り残しがあるといったことでまだ継続しているといったことでございます。

工事につきましては、周辺工事水域を含めまして、その補助点あるいは基本点といった水質調査をしながら進めているということで、特に水質上の問題は出ておりません。

○鬼海洋一委員 これは、たしか上村秋生部長時代から、もうその以前からの問題ですが、具体的に問題指定域が出されまして取り組みが始まったのは、その時代からもう随分長い間、このダイオキシン、特措法ができるように大変危険な物質ですけれども、それが現状、かなりその土砂に高濃度で含まれているにもかかわらず、かなり長期化をしてい

るということについて、もう少しどっかでけじめをつけなきゃいかぬのじゃないかと、かねがね思っております。

チツソとの関係もそう簡単じゃなかった時期もありますけれども、ようやく事進んでいるようではありますが、この完結、この状況が最終処理ができますように、ぜひ当部の方からも関係の港湾課の方にも強くせつついていただきたいということをお願いしときたいと思えます。

○松島環境保全課長 環境保全課です。

港湾課とは常々情報やりとりしております。うちの方からも定期的に現場に行っております。工事としては、現場の方が7月中には、全体としては9月には終わるといふふうに聞いております。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○堤泰宏委員 水俣のチツソは分社化をして本社がなくなるわけかな。質問ば2つ、3つします。

県がチツソにお金貸しとるですよ。担保保全をしてあるのかしてないのか。会社が分社化したら、その債権はどこが継続するのか。それが1つ。

それから、チツソはほかに借金がどれぐらいあるのか、県に対する返済能力は大丈夫か、それ、ちょっと答えてください。

○野田環境政策課長 分社化するときの条件としまして、環境大臣は、補償賦課金、患者さんにお支払いになります補償賦課金及び公的支援に係る借入金の返済の確保、その他そういうのをすべて確保しないと、最終的に分社化とか事業譲渡できないという縛りになっておりますので、環境大臣が最終的に許可——分社化なり、その先の事業会社の株式譲渡する段階でそういう条件がついておりますの

で、そこは環境大臣がそういう判断をされるというふうに思っております。

それとあと——ですから、チッソの借金というお話がございましたけれども、一応今私どもが把握しておりますのは、県に対する公的債務が、利子を含めまして約1,500億ございます。それと、民間金融機関からの借り入れが約400億ございます。それだけが今債務として残っております。それにプラス、今患者さんの補償を大体毎年20億ちょっと払っております。ですから、その分も今後継続して発生するものと思われまます。それと、今度の一時金の支払いが幾らになるかわかりませんが、その分が加算されてくる。ということで、総額今固定的に1,900億ぐらい民間の借金と県への借金がございまして、それに患者さんへの支払いが今後幾ら出てくるかという部分と今回の救済策の一時金が幾らになるか、その分が上乘せされてきて、それがいわゆるチッソの借金といいますか、トータルになるということと理解をしているところでございます。

○堤泰宏委員 わかりました。それで、チッソはどぎゃんなくても私たちには責任はなかばってん、県のお金は取り戻してもらわんと。それを言いたくて質問しました。肝に銘じってください。

○溝口幸治委員長 ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 ありませんか。

それじゃ、私から1つ要望ですけれども、水俣病対策については、日々職員の皆さん方の御努力には心から敬意を表するところですが、きのう特別委員会で、私も初めてきのう出まして、地元の吉永先生から、水俣病対策はとにかく救済されるべき方々が可能な限り救済されるように努力していくと、これが一

番大事なことだと。それと同じように、水俣地域の地域振興、これについても非常に心配をしていると、これも同じようにやってほしいと。加えて、水俣市にとってはチッソ企業というのも大切な企業であって、その経営支援、この3本の柱をぜひしっかりやっていただきたいというふうなお話をされておられて、私も話を聞きながら、なるほどだなと、やっぱり地元の県議の先生ならではの御意見だなというふうに思ったところです。

ですから、環境生活部を筆頭に熊本県全体で、やっぱりこの3本の柱、救済される方々をしっかりと救っていく、それから水俣の地域振興、そしてチッソへの経営支援、この3本ですね、しっかりやっていただくように要望しておきたいというふうに思います。

それでは、報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他で何かございませんか。

○鬼海洋一委員 1つだけお願いしときたいというふうに思っております。それは、障害者の差別をなくす条例の制定に向けて動き出しました。これは全国的には数県で既に条例制定されたところもあるわけですが、これまでの条例制定の動きを私なりに見てみますと、例えば、政党関係がリードをして、それぞれの議会の中で合意をいただきながら制定をしたというケース。これまでの条例制定されているところはそういうところがほとんどだというふうに思うんですが、今回、熊本県では、ボトムアップといえますか、当事者の皆さん方が熱心に議論をされながらそれを条例に生かすという、こういうケースで進んでいるというふうにお聞きいたしております。これは、ある意味では、条例制定する上では非常にすばらしい動きではないかというふうに思っております。今後とも、そういう当事者の皆さん方の議論を生かせるような条例制定に向けて、ぜひ御努力いただきたいとい

うことを強くお願いしておきたいというふうに思います。

○溝口幸治委員長 じゃあ、要望ということでよろしいですね。

ほかにございませんか。

○堤泰宏委員 私、この前、一般質問で藤崎台のクスノキのことを質問しました。教育委員会と健康福祉部に質問する原稿をつくったんですが、全部教育委員会で答えるということで答えを受けました。しかしながら、ちょっと答えが、私が聞いた答えと全然違ってたもんですから、やっぱり健康福祉部でちょっとお伺いせにゃいかぬのかなと思って、きょう質問いたします。

クスノキに、何か知らぬけれども、テトラサイクリン系の試薬を25グラム直に注入したというわけですね。東医監もきょうおられるし、薬剤師の方もおられるですね。だれに相談して注入したかと言うたら、きのうやっとな私に教えてくれました。福岡県森林林業技術センター研究部・檜崎康二主任技師、それから、宇佐美何とか、これは樹木医で書いてあるですね。私は樹木医というのがどんな資格を持つとるかということをやっと調べてみたところ、これは何か日本緑化センターにより商標登録されておるのが樹木医だそうですね。この樹木医に相談して抗生剤を25グラムも藤崎台球場のあのクスノキに注入したことについて、私は心配を非常にしています。

というのが、このテトラサイクリン系統というのは性病の特効薬ですもんね、これは。医監の方もおられる。これは特にクラミジアの特効薬ですよ。クラミジアにかかると、全部じゃないけれども、女性の——あんまり話すとあれですけども、不妊につながる原因があるそうなんですよね、このクラミジアという病気は。医者はだれでも知つとるはずですよ。それで、もしこういうことに安易に

抗生剤を使って、抗体、抗生剤が効かないようなことになったら非常に影響が大きいんじゃないかと思うですね。特に結核あたりは、昔は、パス、ヒドラ、ストマイ、あれは効いたとったですね。あれを3カ月投与ぐらいでかなり効果があったと聞いてますけれども、今、あれは抗体ができて非常に効果が薄くなって、今違う薬を使つとるですね。

抗生剤というのは、やはり必ず抗体ができてくると考えて使わんといかぬらしい。私、あるドクターに聞いたんですよ。開業医が——これは熊本じゃないですよ。どこかの開業医がおられて、20年、30年そこで診療すると、抗生剤を使うと非常に効果があるわけですね。地域の方は、あの先生はよかお医者さんと。特に子供の原因不明の発熱あたりには抗生剤を使うと非常に効果があるらしい。ただ、専門医といいますかね、一部の方は、なるべく抗生剤は使わぬ方がいいと、いざ救急のときには、その抗生剤の効き目が、いつも使われている患者とそうでない患者では非常に違ふと。そういうこともちょっと聞きました。私が聞いたことが全部正しいとかそういうことじゃありません。ただ、今お話をさせてもろうとります。それで、極端に言うと、そういう抗生剤を非常に使う開業医が30年ぐらい開業したその地域の住民には、抗生剤が非常に効きにくくなるか、そういうことも聞きました。

このテトラサイクリンという抗生剤を藤崎台のクスノキに注入した、25グラムですね。これを健康福祉部の専門家の方は全く大丈夫と言い切れるか。私が心配するのは、それが何のために注入したかと言うたら、炭疽菌の予防て言うたですな。炭疽病、炭疽菌というのは、アルカイダがアメリカに細菌戦を挑んだときにばらまこうとしたのが炭疽菌ですよ。これは炭疽病というのは——炭疽菌では、特に牛、豚、馬の病気のとときにこのテトラサイクリン系の薬をよく使いますね。それ

で、結局日本の国では、非常に抗生剤の製造量も多くて、諸外国から非常に——問題にはされとらぬと思いますけれども、関心を持って見られとるのがこの抗生剤ですよ、日本の抗生剤。神奈川県で2004年に抗生剤の河川への影響を調べとるですね。欧米では、1980年代にかなり調べとる形跡があるんですよ。

そういう抗生剤を使ったことに対する私は危惧を持つとるものですから、これはいい機会だと思って、ここで今ちょっとお尋ねをいたしました。

それから、ポジティブリストというのが今ありますね。以前はなかったんですね。これは平成18年から制度化されて今施行されているはずですよ。このポジティブリストの中に、抗生剤の食品への含有率が0.01ppm以上あればその食品は販売しちゃいかぬとか、そういう規定があるはずですよ。私が間違うとったときには訂正してください。ということは、結局食品を通じて人間の体内に入れば、耐性菌の心配をしているんじゃないかなと私は思うんですよ。

ちょっと担当の方で教えてください。

○田代水環境課長 水環境課でございます。

先日の本会議で委員がオキシテトラサイクリンのお話をされましたので、ちょっと我々も勉強はしたものでございますけれども、確かに耐性菌につきましては、県の畜産研究所の方に聞きましたところ、結構畜産に使用されていたんですけども、最近では、やはり菌が耐性を持つようになって効かなくなって、最近では使わなくなったというような話も聞いております。委員がおっしゃるようなことかなとは思いますが。

それから、このオキシテトラサイクリン自体につきましては、化学物質の審査及び製造規制法という法律がございまして、その特定物質といいますか、第1種、第2種の特定物質という、非常に分解しにくいとか、ある

いは生活環境とか動植物への長期毒性を持っているというようなリストには入っていない物質ではございますけれども、そういうものに対してオキシテトラサイクリンがどのように環境中で影響を持ってくるか、これについてはまだ治験がないというような状況ということで我々の方は認識をしております。

○堤泰宏委員 毒性はどうでもいいんですよ。耐性菌をつくる心配を私はしとるんですよ。

○田代水環境課長 今申しましたように、菌がどのように耐性を持って耐性菌ができてくるのか、それから、それが我々の生活に、あるいは地下水を通して我々の生活にどのような影響を持っているのか、そのところについては今のところ治験を持ち合わせてないという状況でございます。

○堤泰宏委員 この炭疽菌は、これは人間の血液にまざったら、これは敗血症になるんですよ。敗血症というのは、これはもう致命的な疾病ですよ。これに抗生剤を効かせないと、これは敗血症というとは治らぬですね。昔は敗血症でよく死によったですね。特に農家の方が、くわとかかまとかでけがをされて、その土中に炭疽菌というのがおるらしいですよ。

ですから、恐らく藤崎台のクスノキの生息地にも——炭疽菌が、そのものずばりがどこおるかわからぬけれども、可能性がゼロじゃないんですよ。炭疽菌に耐性でもできたら、これは大変なことになる。クラミジアも一緒ですよ。これ、性病の今特効薬ですからね、テトラマイシン系統は。

以上です。

教育委員会と一回話して、もう使わぬように指導した方がよくないですかね。樹木医というのは、これは余り知識はないですよ。こ

ういう人たちに相談してやっと思ったら危険。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○藤川隆夫委員 ちょっとワクチンの件だけ。

最近、新聞等でもヒトパピローマウイルスにもワクチンの話が出ております。美里町と芦北町ですかね、きょうの新聞に載ってましたけれども、今後これがほかの市町村に波及していくのかどうかという問題と、部長が質問の中で答弁されておりましたけれども、ワクチン自体の効果は7割ぐらいしかないし、検診とセットじゃないといけないという話。現実問題、熊本県の子宮頸がんの検診率自体は3割あるかないかぐらい。これは2年に1回だから、1年に引き直せば10数%の検診率しかないと思うので、検診を高めることと、ワクチンとセットでやっぱり進めていく必要があるというふうに思いますけれども、今言ったような今後の動向。

もう1点、ヒブと肺炎球菌のワクチン、これに関して市町村で助成を出しているところがあるのか、今後の動向と、もう一つが、この健康被害の問題で、今のままでいけば2種の扱いになるんでしょうから、進めるのであれば1種のワクチンの扱いに持っていくように、やっぱり行政としても国に対して働きかけが必要だというふうに思うんですけれども、その部分をお教え願えればと思います。

○岩谷健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。

今、藤川委員からお尋ねありました頸がんワクチンですけれども、これは最近、昨年12月に国内で使用できるようになったということで、がんを予防できるワクチンと、唯一のワクチンということで非常に話題になっております。

このワクチンにつきましては、頸がんを引

き起こすビールスなんですけど、そのビールス、約15種類ぐらいありまして、今回認可されたワクチンは、そのうちの2種類に対するワクチンだということです。ですので、このワクチンでカバーできる頸がんは、全頸がんの50から70%と限局的でございます、定期的ながん検診もあわせて行う必要があるだろうというふうに考えております。

それと、このワクチンは任意接種のワクチンでございます、自己負担が生じるというようなことがございます。その任意接種のワクチンとしましては、まだほかに15種類ほどございまして、その中で、今御質問の中にも出ましたヒブという細菌、それから肺炎球菌という細菌に対するワクチンができておまして、このワクチンにつきましても非常に注目されているワクチンでございます。これは赤ちゃんに髄膜炎を起こすということで、この髄膜炎にかかると非常に重篤化する、予後が悪いという病気でございます。この細菌につきましても、また悪いことに、委員からも話がありましたような、薬が効きにくい耐性菌ができています。この9年の間に13倍ぐらいの耐性菌ができたというようなニュースもございまして。

こういったことから、この任意接種ワクチンというのが、頸がんワクチンも含めまして公費で負担するような定期接種化が強く望まれているところでございます。県としましては、こういった頸がんワクチンも含めまして重篤な深刻な病気を予防できるということから、まずは国による定期接種化が検討されるべきだろうというふうに考えているところでございます。

この定期接種化するに当たっては、接種の方法とか接種部位とか、いろんなことを検討する課題がございます。現行のやり方でやっていきますと、個別でやるようになっているわけなんですけど、何回も病院に行かないかならない、非常に受ける側の負担が大きいとい

うようなこともございますので、その辺が欧米と比べて、大分接種の体制がおくれていると。それがワクチンギャップと言われているような状況がございますが、その接種体制全体を見直す必要があると。これは国レベルでしかやれませんので、そういったことから、国に対して、やはり定期接種化を進めていくべきだろうというようなことを要望していきたいというふうに思っております。

あわせて、頸がんにつきましては、そのワクチンだけで予防できない部分がありますので、定期的ながん検診も推進するというような啓発にも力を入れていきたいと県としては考えております。

○藤川隆夫委員 ありがとうございます。

今頸がんワクチン自体は、実は電話等がうちにも入りまして、結局、打てば、もうそれでかからぬというふうに思っている方が結構いらっしゃるんですよ。だから、先ほど言ったように、両方セットじゃないとだめですよという話を進めていかなきゃいけないし、実際この頸がんワクチン、小学生の高学年、あるいは中学生が対象になると思うんですけども、打った後の、腕に打つことがほとんどだと思いますけれども、結局腕がはれて1週間ぐらい腕が使えないというような話がありますので、痛みのために。そのようなものをセットでやっぱり言っていないと、来て、簡単に打って、何にもなくて抗体ができると思っているんじゃないかと、打つことによる健康被害というの、こういうのがあるんだよという話をやはりある程度知らせておく必要もあるんじゃないかと思うんですよ。進めていかなきゃいけないのは事実なんですけれども、やはりそういうふうな健康被害もセットでやり、そして検診も一緒にやってくださいということを言っていくべきだろうというふうに思いますので、その部分の啓発はぜひよろしくお願いを申し上げます。

あと、ヒブと肺炎球菌に関しては、実はこれに関する——こっちの方こそ乳幼児期の髄膜炎の原因にもなっていますので、アメリカでは、ワクチン接種のため、ほとんどいなくなっています、髄膜炎自体が。そういうこともありますので、これもやはり国で制度化して進めていってもらうということ、ぜひ強く県の方から言っていただければと思います。よろしく申し上げます。

○溝口幸治委員長 それでは——いいですね。

以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、陳情書が1件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これを持ちまして本日の委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後0時30分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

厚生常任委員会委員長